

掛川市消防本部訓令甲第1号

掛川市消防署の組織に関する規程（平成17年掛川市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

掛川市消防長 平井良宏

第2条第2項中「掛川市中央消防署に」の次に「指揮支援室及び」を加える。

第3条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「副署長」の次に「、室長」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指揮支援室に室長を置く。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第6条中「各係」を「指揮支援室及び各係」に改め、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 指揮支援室

- ア 現場活動の指揮や安全管理などの支援に関する事。
- イ 広域消防相互応援等に関する事。
- ウ 消防用通信施設の運用及び保全に関する事。
- エ 水火災、地震等の災害の警戒、防御その他の警防に関する調整に関する事。
- オ 消防対策本部の運営に関する事。
- カ 消防署における予防業務の推進に関する事。

附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。